常陸大宮市協働事業提案制度　平成３０年度募集要領

協働事業提案

募集のお知らせ

募集期間：各団体の事前調整終了後～８月１６日（木）

【事前調整期間：平成３０年６月２５日（月）～７月２５日（水）】

提案制度制度説明会

日時：平成３０年６月２２日（金）１９：００～

場所：市役所２階会議室

常陸大宮市では，市民の皆さんと，協働によるまちづくりを進めています。協働とは，市民団体等と市が，地域課題の解決など共通の目的を達成するために，お互いの特性を正しく認識，尊重しながら，主体的，自発的に連携することです。

　本事業は，市民協働のまちづくり指針の目標を実現するため，市民団体等から事業提案を募集し，市と協働で実施することで，行政や地域の課題の解決及びより良いまちづくりを推進することを目的とした制度です。

　今回の募集では，平成３１年４月から１年間に実施する事業を募集します。常陸大宮市をさらに元気にしていく，皆さんからのご提案をお待ちしております。

常陸大宮市　市民生活部　市民協働課

電話：0295-52-1111（内線１２５・１２６）

E-mail:kyodo@city.hitachiomiya.lg.jp

１　協働事業提案制度とは

　市民協働のまちづくり指針の目標を実現するため，市民団体等から事業提案を募集し，市と協働で実施することで，行政や地域の課題の解決及びより良いまちづくりを推進することを目的とした制度です。

【市民団体等とは】

　市民団体・実行委員会，地縁組織，教育機関，協働の担い手になる可能性のある民間企業，商店街などの事業者，組合など社会貢献活動を行う団体をいいます。

（１）協働の効果

　　　協働により取り組むことにより，次のような効果が期待できます。

　　○市民団体にとって

　　　・行政が持つ情報やネットワークを活用し，事業を実施することで，ノウハウが蓄積されるとともに，今後の活動の場を拡大することができます。

　　　・行政との役割分担により，事業の実現性が高まり，より効果的な事業を実施できます。

　　　・市民から信頼を得ることができ，社会的認知度が高まります。

○市にとって

　　　・様々な社会経験を通じた多様な知識や経験を有している人，又は市民活動団体等の持つ新しい視点やネットワークを生かし，多様化する市民ニーズに対応した公共サービスを提供することができます。

　　・市民活動団体の活動方法や考え方を知ることができ，事業手法の見直しや職員の意識改革の契機となります。

　　○市民にとって

　　　・市民ニーズにあった質の高い公共サービスが受けられます。

　　　・市民活動に積極的に参加できる機会が増えます。

２　募集区分

　○自由提案型

　　　下記の事業分野から常陸大宮市との協働により解決したいと考える課題について，自由な発想で提案してください。

　　【事業分野（市民協働のまちづくり指針の目標）】

①高齢者が安心して生活できる環境整備

②世代間交流の促進・高齢者の生きがいと出番の確保

③地域資源を活かした魅力作り，情報発信，交流・定住人口の増加

④働く場の確保，人口維持

⑤地域への愛着の増進，地域活動の活性化

⑥子育て環境の向上，移住の増加

⑦父親の子育てへの参画や地域活動への参加

⑧災害時の避難体制の確立，非常時に備えた対応

⑨多文化共生の推進

⑩海外出身者の地域活動等への参加

⑪その他

３　対象となる事業

　○　対象となる事業は，下記の要件を満たすものとします。

（１）市民協働のまちづくり指針の方向性に沿った事業であること。

（２）市内で実施される公益性のある事業で，地域の課題等の解決又はより良いまちづくりの実現につながるものであること。

（３）協働で実施することでより効果が期待できる事業で，提案者と市との役割分担が明確かつ妥当であること。

（４）提案者が実施することが可能であると認められる事業であること。

（５）単年度で実施される事業であること。

○　前項の規定にかかわらず，次のいずれかに該当する事業は提案できません。

　（１）　営利を目的とする事業及び特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業

　（２）　宗教又は政治的活動を目的とする事業

　（３）　国，地方公共団体その他の機関から助成を受けている事業

　（４）　その他協働事業に適さないと認められる事業

○　同一内容の協働事業の提案は，初年度を含め３年度以内に限り提案できます。

※協働に適した領域（①～③が協働の範囲となります）



４　応募資格

　協働事業を提案できる方は，市内に事務所を置く法人又は市内に活動拠点を置く市民団体等であり，対象団体は次の全てを満たすことが必要です。

（１）提案時において５人以上で構成される団体であること。

（２）組織の運営に関する規約，会則等を有し，組織としての実体をもつこと。

（３）次のいずれにも該当しない者

　　ア市が事務局事務の全部又は一部を担っている団体

　　イ宗教又は政治的活動を目的とする団体

　　ウ常陸大宮市暴力団排除条例（平成２４年常陸大宮市条例第17号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

５　協働事業の提案，事業採択

　（１）提出書類

　　　協働事業を提案する場合には，次に掲げる書類をご提出ください。

　　①協働事業提案書（様式第２号）

　　②協働事業計画書（様式第３号）

③協働事業収支予算書（様式第４号）

④市民団体等の概要書（様式第５号）

⑤構成員名簿（様式第６号）

⑥団体の定款，規約，会則等

⑦前年度の活動報告書※1年以上の活動実績がある団体

⑧前年度の収支計算書※1年以上の活動実績がある団体

　（２）協働事業の事前調整等

　　①事前調整

　　　協働事業を提案する際には，事業内容について事業担当部署との事前調整が必要となります。

　　　相談する際には，協働事業概要書（様式第１号）と，市民団体等概要書（様式第５号）その他事業のイメージがわかる資料などを用意して，市民協働課へお申込みください。

　　　事前相談の結果，事業内容について，事業担当課からのアドバイス，意見等があった場合は，事業追加又は修正をして頂くことがあります。

　　②提案書提出後の修正

　協働事業提案書を提出した後，事業担当部署より提案事業について修正等を要請する場合があります。その場合には事業担当部署と調整し，修正した協働事業提案書を再度提出してください。

　（３）プレゼンテーション及び事業採択

　　①プレゼンテーション

　協働事業提案書を提出した団体は，協働事業内容について，公開の場で事業のプレゼンテーションをして頂きます。

　　　事業発表会はどなたでも聞くことができます。他の団体の活動を知るよい機会でもありますので，お気軽にご参加ください

　　②事業の選考及び採択

　　　市長は，協働事業の選定を公正かつ公平に行うため，協働事業の適切性，事業効果等について，市民協働のまちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」という。）の意見を求めたうえで，事業を選定します。

　　　選定した事業に係る市が負担する経費については，翌年度予算として要求を行います。

事業の採択は，平成３１年度の予算が成立した後となります。

【市民協働のまちづくり委員会の役割】

　まちづくり委員会は協働事業計画書や協働事業収支予算書，プレゼンテーションにより，協働事業の適切性，事業効果の検討を行い，結果を市長に報告します。

（４）事業選考の基準

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査の視点 |
| 公益性 | ・多くの市民に貢献する事業であるか・市民のニーズを的確に捉え，地域課題の解決に寄与する事業か・公共事業としてふさわしい目的意識があるか |
| 協働性 | ・事業担当部署と団体がコミュニケーションを十分にとれているか・事業目的を共有できているか・市民団体等と行政が協働することで相乗効果が発揮されるか |
| 実効性 | ・事業目的，規模，方法，目標，成果，スケジュールが明確であるか・事業が主体的かつ計画的に実行されるか・人員体制，スケジュールは妥当であるか |
| 発展性 | ・活動の公益性と自立性が高まり，団体の活動が発展するか・成果の活用や波及効果など将来展望が明確か |
| 独自性 | ・創意工夫が凝らされ，これまでにない新しい視点，創造性があるか |
| 費用対効果 | ・費用と事業内容のバランスが取れているか。 |

６　市が負担する経費について

　市が負担する経費は，実施に要する経費のうち，７に掲げる経費とし，市の負担する経費の合計額は，次に掲げる額のいずれか低い額以内の額となります。

（１）対象経費の合計額から事業よる収入を控除した額（その額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）

（２）500,000円

７　市負担対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 経費の種類 |
| 報償費 | 講師，指導者，事業協力者等への謝礼等 |
| 消耗品費 | 資料作成費,事業実施に必要な原材料費等 |
| 印刷製本費 | 会議資料，パンフレット等印刷費 |
| 通信運搬費 | 郵送料，運搬費用 |
| 保険料 | スタッフ，参加者等が加入する保険料 |
| 使用料及び賃借料 | 会場･施設の使用料，車両等の借用料 |
| 委託費 | 事業の実施に必要不可欠と認められる委託料 |
| 備品購入費 | 事業の実施に必要不可欠と認められる備品購入費※市負担対象経費合計の５分の１以内の金額となります。 |
| 交通費 | 事業の実施に必要不可欠と認められる交通費※企画するイベント等へ構成員や参加者が参加するための交通費は対象となりません。 |
| その他の経費 | その他市長が必要と認める経費 |

※次の費用は，原則として対象経費になりません。

○団体の維持や運営に関する経費

○団体の構成員や参加者などの飲食代

○支払ったことが領収書等により明確に確認でない経費

８　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| ○提案事業についての事前調整６月２５日～７月２５日 | 事業の内容等について事業担当部署との事前調整を受け付けます。事業の目的，市との役割分担度など具体的な検討を行います。事業を計画する上での相談なども受け付けます。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ○提案募集・受付各団体の事前調整終了後～８月１６日 | 提案の要件を満たしているか，不備がないかを審査します。 |

+-+

|  |  |
| --- | --- |
| ○事業内容調整提案受付時～８月３１日 | 提案団体と事業担当部署で事業の具体的な検討を進めます。※市から事業内容の修正がある場合があります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ○プレゼンテーション９月２３日（日）予定○選考９月～１０月 | 提案した協働事業についてプレゼンテーションを行ってください。提出された書類や，プレゼンテーションを受けて，採択候補事業を決定し，協働事業選考結果通知を行います。※事業の採択は，予算の成立後となります。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ○予算要求１１月 | 事業の選考結果により，市の負担経費について予算を要求します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ○事業の採択○協定書の締結３月 | 予算の成立後に事業の採択を行い，提案団体に採択通知を行います。提案団体と担当課が事業を実施する際の目的や役割分担等を再度協議し，協定書を締結します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ○事業実施２０１９年４月１日～２０２０年３月３１日 | 　市が負担する経費の交付手続きを行っていただくとともに，計画に沿って事業を実施します。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ○（事業終了後）事業の自己評価（振り返り） | 協働事業評価シートを作成し，事業の自己評価を行います。 |

|  |  |
| --- | --- |
| ○事業報告会（翌年度） | 　事業終了後，事業の成果を公開の場で発表します。 |

市民協働事業Ｑ＆Ａ

１　応募について

Ｑ１　個人でも応募できるのか。また，少人数の団体でも応募できるのか。

Ｑ１　本制度は「市民参加」ではなく，市民との「協働」が前提となるため，執行体制等の組織性が必要となることから，個人は対象外とします。

また，少人数であっても募集要項で定めた応募資格の要件を満たしていれば応募することができます。

Ｑ２　市外の団体は応募できるのか

Ａ２　応募できる団体は，常陸大宮市内に活動拠点を有していることが条件となります。

Ｑ３　複数の団体で共同して提案することはできるのか。

Ａ３　共同で提案する場合，それぞれの団体が応募に必要な要件を満たしていれば応募が可能です。なお，共同で提案する場合，その構成員となる団体は，別の事業での提案ができません。

Ｑ４　１団体で複数の事業提案をすることはできるのか。

Ａ４　１団体１事業の応募となります。

Ｑ５　実行委員会形式での応募はできるのか。

Ａ５　提案できます。ただし，実行委員会の組織に市や市教育委員会が加入しているなど，対象とならない場合がありますので，事前にご相談ください。

２　募集する事業について

Ｑ６　市から補助金を受けている団体が，事業提案できるのか。

Ａ６　提案する事業に対して市から補助金が交付されていなければ，事業を提案することは可能です。

Ｑ７　市の既存事業を提案することはできるのか。

Ａ７　市の既存事業には，その事業内容や形態から「協働には適さないと思われる事業」があり，その場合には，選考の対象とならない場合があります。また，既に市との協働により実施している事業については，担当課と直接調整することが望ましいので，本制度の対象外とします。

また，本制度を活用して採択された初年度採択された新規事業については，提案団体のアイデアを保障するため，初年度採択を含めて３年間は当該団体による申請のみ受付とします。

Ｑ８　特定の個人や団体のみが利益を受ける事業とはどのようなものか。

Ａ８　ある特定の個人や団体のために行う事業のことで，構成員間のサービスや親睦，共益，互助のために行われる事業のことです。ただし，現時点では利益を受けるものが限定的かつ小数であっても，将来的に対象者が拡大し，社会全般の利益に繋がると考えられる事業は募集の対象となります。

３　市が負担する経費について

Ｑ９　採択事業を継続する（当年度を含め３年間）場合でも事業の企画及び審査は必要か。

Ａ９　採択事業を継続する場合でも，改めて事業提案及び審査を受ける必要があります。その場合には，事業の実績や評価等を勘案して決定します。

Ｑ10　団体が通常の活動をしている事務所を使用する場合の家賃，光熱水費や電話代等の一部は対象経費となるのか。

Ａ10　対象となる経費は，当該事業の実施に直接必要な経費であり，団体運営にかかる事務所等の家賃及び光熱水費等は，按分したとしても認められません。ただし，当該事業実施のため事務所以外の場所を借上げた場合等は対象となりますので，事前にご相談ください。

Ｑ11　提案した経費の額は査定されるのか。

Ａ11　経費については，市民協働のまちづくり委員会や市との協議の中で査定される場合があります。

Ｑ12　実際の事業の経費が申請時の交付決定額を超えてしまった場合，不足分は市が負担してくれるのか。

Ａ12　採択時の額が上限となるため，実際に要した経費が交付決定額を上回ったとしても，市は不足分の負担はいたしません。

Ｑ13　実際の事業の経費が申請時の額より少なくなった場合は，返金しなくてはならないのか。

Ａ13　事業終了時に確定した額が市の負担額となりますので，決定額より少なくなった場合は返金が生じます。

Ｑ14　自主財源，事業収入がある場合，市が負担する経費の計算方法は。

Ａ14　市が負担する経費は「市負担対象経費」の合計額から，事業収入を差し引いた額となります。

４　選考と決定について

Ｑ15　提案後または採択後に，計画内容が変わることがあるのか。

Ａ15　提案後に市の担当部署との協議の結果，提案内容の修正を求める場合があります。

また，審査の結果，条件付で採択された場合や，採択後に市の事業担当課との協議を行った結果，提案した事業内容が変更となる場合などにおいて，申請した経費が市負担対象対象として認められない場合があります。

提　案　様　式

様式第1号（第6条関係）

協働事業概要書

１　団体名

２　提案する協働事業　□ 自由提案型協働事業

３　事業名

４　事業目的

５　事業概要

　（事業の内容）

　（団体が担う役割）

　（市が担う役割）

様式第2号（第7条関係）

協働事業提案書

年　月　日

常陸大宮市長　様

所在地（住所）

団体名

代表者職氏名　　　　　　　　印

協働事業の実施について，関係書類を添えて提案します。

1　提案する協働事業　□ 自由提案型協働事業

　　　　　　　　　　 □ 行政提案型協働事業

2　事業名

3　事業の概要　別紙協働事業計画書（様式第2号）のとおり

4　事業費

総額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　内自己負担額　　　　　　　　　　　円

　　　　　　内市補助予定額　　　　　　　　　　円

5　添付書類

（1）協働事業計画書（様式第3号）

（2）協働事業収支予算書（様式第4号）

（3）団体の概要書（様式第5号）

（4）団体の構成員の名簿（様式第6号）

（5）団体の定款，規約，会則等

（6）前年度の活動報告書

（7）前年度の収支計算書

（8）その他提案する事業を理解するために参考となる書類

様式第3号（第7条関係）

協働事業計画書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名（事業のテーマ） |  | 同一事業の実施回数 |  |
| 団体名 |  |
| 市の担当課名 |  |
| 事業の分野 | 分野： |
| 下記より選択して上記へ記入 |
| ①高齢者が安心して生活できる環境整備 | ②世代間交流の促進・高齢者の生きがいと出番の確保 | ③地域資源を活かした魅力作り，情報発信，交流・定住人口の増加 | ④働く場の確保，人口維持 |
| ⑤地域への愛着の増進，地域活動の活性化 | ⑥子育て環境の向上，移住の増加 | ⑦父親の子育てへの参画や地域活動への参加 | ⑧災害時の避難体制の確立，非常時に備えた対応 |
| ⑨多文化共生の推進 | ⑩海外出身者の地域活動等への参加 | ⑪その他 |  |
| 1 | 現状の課題 |  |
| 2 | 事業の目的と事業内容 |  |
| 3 | 提案の特色 |  |
| 4 | 協働の必要性 | 協働しないとできないことはどのようなことか。 |
| 5 | 事業効果 |  |
| 5 | 役割分担・協働の効果 | 提案団体が担う役割／団体にとっての協働の効果市が担う役割／市にとっての協働の効果[市にとっての効果] |
| 7 | 事業の実施期間 | 　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 8 | 事業実施予定 | 時期 | 内容 | 場所・スタッフ人数 |
| 　　月 |  |  |
| 　　月 |  |  |
| 　　月 |  |  |
| 　　月 |  |  |
| 　　月 |  |  |
| 　　月 |  |  |
| 　　月 |  |  |
| 　　月 |  |  |
| 　　月 |  |  |
| 　　月 |  |  |
| 　　月 |  |  |
| 　　月 |  |  |
| 9 | 事業実施体制 | 事業実施体制[統括責任者]（※非公開情報）　協働事業の統括責任者　住　　所　氏　　名[担当者]（※非公開情報）　住　　所　氏　　名　担当業務　住　　所　氏　　名　担当業務 |
| 10 | 事業の展開 | 今後この事業をどのように自立・継続・発展させていくか。□自立予定（自主財源で継続）□協働事業提案制度により継続予定□他の制度を利用して継続予定□実施年度で終了予定□その他[上記の具体的内容] |

様式第4号（第7条関係）

協働事業収支予算書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 団体名 |  |

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減 | 内訳 |
| 自主財源 |  |  |  |  |
| 事業収入 |  |  |  |  |
| 協働事業補助金 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 収入合計 |  |  |  |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 増減 | 内訳 |
| 市負担対象経費 | 報償費 |  |  |  |  |
| 消耗品費 |  |  |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |  |  |
| 通信運搬費 |  |  |  |  |
| 保険料 |  |  |  |  |
| 使用料 |  |  |  |  |
| 委託料 |  |  |  |  |
| 交通費 |  |  |  |  |
| 備品購入費※市負担対象経費合計の1/5以内の額 |  |  |  |  |
| 市負担対象外経費 | その他※項目に分けて記載してください。 |  |  |  |  |
| 支出合計 | 支出合計 |  |  |  |  |

様式第5号（第7条関係）

市民団体等の概要書

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |
| 代表者職氏名 | （※公開・非公開どちらかに○を付けてください。） | 公開 | 非公開 |
|  |  |
| 事務所の所在地 | （※公開・非公開どちらかに○を付けてください。） | 公開 | 非公開 |
|  |  |
| 担当者連絡先（※非公開情報） | 役職・氏名 |  |
| 住所電話ＦＡＸメールアドレス |  |
| 活動開始年月日 |  |
| 構成員数 | 役員 | 人 | 一般会員 | 人 | 合計 | 人 |
| 団体の目的 |  |
| 活動内容・活動実績 |  |
| 今年度の年間予算 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 直近で交付を受けている市からの他の補助金等 | 有　・　無　（補助金等の名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| これまで市と協働で取り組んだ実績 |  |

様式第6号（第7条関係）

構成員名簿（※非公開情報）

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | （ふりがな）氏　　名 | 実施上の役割 | 住所又は居所 |
| 1 |  |  |  |
| 2 |  |  |  |
| 3 |  |  |  |
| 4 |  |  |  |
| 5 |  |  |  |
| 6 |  |  |  |
| 7 |  |  |  |
| 8 |  |  |  |
| 9 |  |  |  |
| 10 |  |  |  |

※1　会員が5人以上であること，事業実施に必要な人員を有することがわかれば，全会員の氏名を記入する必要はありません。提案された協働事業にかかわる予定者をお書きください。

※2　実施上の役割の欄には，提案された協働事業を実施する上での責任者に◎，副責任者に○をお付けください。